

令和7年度第1回我孫子市特別職報酬等審議会 会議概要

1 会議名称	我孫子市特別職報酬等審議会
2 開催日時	令和7年10月30日（木）午後1時から午後2時まで
3 場所	議会棟第一委員会室
4 出席者	委員 藤原委員、川村委員、染井委員、山田委員、稲田委員 白石委員、伊藤委員、荒井委員 事務局 高見澤部長、海津課長、鈴木主幹、松島課長補佐、 篠原係長、中島主任、高橋主任
5 議題	(1) 市議会議員の報酬月額改定（案）について (2) 常勤の特別職の給料月額改定（案）について (3) 市議会議員の期末手当年間支給月数改定（案）について (4) 常勤の特別職の期末手当年間支給月数改定（案）について
6 公開非公開 の別	公開
7 傍聴人	1名

8 会議の内容

海津課長：ただいまから、我孫子市特別職報酬等審議会を開会いたします。

本日はお忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。私は人事課長の海津と申します。会議に先立ちまして、本審議会の成立要件についてご報告いたします。審議会条例第6条第2項の規定により、会議の成立には、委員の過半数の出席が必要となります。

本日は委員8名のうち8名のご出席をいただいておりますので、本審議会が有効に成立していますことをご報告申し上げます。

それでは、事前に送付いたしました会議次第により進めさせていただきます。

はじめに、諮問している市長からご挨拶を申し上げるところでございますが、市長が別の公務により本日欠席させていただいておりますので、企画総務部長の高見澤よりご挨拶を申し上げます。

— 企画総務部長挨拶 —

海津課長：続きまして、昨年度以来、約 1 年ぶりの開催となりますので、改めて私の方から、委員の皆様をご紹介します。

— 委員紹介 —

海津課長：次に事務局職員につきまして、自己紹介させていただきます。

— 事務局紹介 —

海津課長：それでは議題に入る前に、報酬審議会の概要等について、事務局よりご説明いたします。

— 事務局より説明 —

海津課長：これから議事に移りますが、我孫子市情報公開条例第 22 条の規定により、会議は公開することとなっております。

本日、傍聴希望者 1 名の入室の申し出があるため、これよりお入りいただきます。なお、傍聴人の方に発言の機会はありません。

それでは、これより議事の進行を会長にお願いいたします。

それではよろしく願いいたします。

藤原会長：藤原でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは次第に沿って進めて参ります。市の財政予算について、事務局より説明をお願いいたします。

— 事務局より市の財政予算について説明 —

藤原会長：はい、ありがとうございました。

とてもわかりやすい説明で我孫子市の財政が厳しい状況だということがよくわかりました。理解できました。委員の皆様ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

山田委員：今日いただいた資料の 7 ページにある歳入の前年度比較で、依存財源の中で、市債が令和 5 年度は約 13 億円で令和 4 年度は約 57 億円で 44 億円の差がありますが、44 億程度、市債が減った理由を教えてください。

海津課長：令和 4 年度に関しましては、新クリーンセンター焼却施設が新設されまして、この新設に伴いまして、多額の市債を借りました。他の年と比べますと、かなり多い金額を借入れたということになっております。

山田委員：そうすると 44 億円を借入れたことによって、新クリーンセンターの事業の建設費が賄えたということでしょうか。

海津課長：新クリーンセンターの建設費はおおよそ 120 億かかっていますが、そのうちの一部として、地方債を令和 4 年度は約 36 億円ほど借入れたというところになります。それ以外に関しましても、国の補助金等を活用しながら、なるべく一般財源を使わないように建設を完了させたということになります。

山田委員：そうすると、もう新しい事業がないので、令和 5 年度は 13 億円で済んだということですね。

海津課長：おっしゃる通りです。

13 億円というのは、例年起こりうるような施設の更新ですとか、そういったものに充てられている内容になっております。

山田委員：わかりました。ありがとうございます。

藤原会長：その他ございますでしょうか。

それでは、私から一点よろしいでしょうか。令和 6 年度はまだ決算が出てないということですが、所感で結構ですので、令和 5 年度と比較して、財政はどのような印象をお持ちでしょうか。上向きなのか、それともやはりさらに厳しい状況なのか教えていただければと思います。

海津課長：状況といたしましては、5 年度と比較いたしまして、まず決算規模に関しましては令和 6 年度は 480 億円程度の歳入に対して、歳出が 472 億円程度となっており、歳入歳出とも令和 5 年度と比べて若干増加しているという状況でございます。

経常収支比率について、先ほど事務局より申し上げましたけれども、財政のゆとりといいますか、余白が少ない状況は変わりなく、引き続き効率的な財源の活用を進めていかなければいけない状況にあります。

最後に申し上げましたように、健全化の指標に関しましては、いずれも問題なしという状況になる見通しになっています。

以上でございます。

藤原会長：ありがとうございました。その他いかがでしょうか。

それでは続きまして、次第の「常勤の特別職等の給料、期末勤勉手当の推移」及び「諮問案」について、事務局よりご説明をお願いいたします。

— 事務局より説明 —

藤原会長：ありがとうございました。ただいまの事務局のご説明について、ご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。

染井委員：我孫子市の場合は平成 22 年度から本来の支給額を独自削減しています
が、これは近隣市ではしていますか。我孫子市だけでしょうか。

鈴木主幹：近隣では、鎌ヶ谷市が一定期間に限り一部の職員の給料を削減する等の
対応はしておりますが、我孫子市のように継続して独自削減をしている
ような自治体は、近隣ではございません。

染井委員：ありがとうございました。

関連して、質問ですが、平成 22 年から独自削減を行っているということ
は、15 年近く実施していますね。特別職や課長職以上が 1%から 2%
削減されていますが、本来の支給額に戻そうということはしないのでし
ょうか。

また、本来の支給額に戻す場合には、どういうシステムが必要なんでは
ょうか。

鈴木主幹：独自削減を始めたのは、ラスパイレス指数と言いまして、国家公務員と
我孫子市の職員の給料を比較したときに我孫子市の方が少し高いのでは
ないかというところから、当時、独自削減が始まったものでございま
す。今現在のラスパイレス指数は、国家公務員の給料を 100 とした場合
に、我孫子市の職員の給料もちょうど 100 であり、国と同程度の給与水
準となっております。

ただ、財政状況というところもございますので、我孫子市の場合には、
なるべく市民の方に行政サービスを届けることに重きを置いて、市の職
員については、給料の削減を継続している状況です。また、平成 22 年

度には、一番若い1級の職員を除く全職員について独自削減をやっていましたが、徐々に独自削減を行う対象職員の範囲を狭くしてきており、現在のところは、課長相当職以上についてだけ1%の独自削減をしているところです。

藤原会長：その他いかがでございましょうか。

伊藤委員：先ほどの財政白書についてですが、歳入における「自主財源」と、「依存財源」が我孫子市は半分くらいの割合ですが、類似団体である木更津市、印西市も同じくらいの比率でしょうか。

海津課長：正確な資料が手元にないものですから、記憶の中でお答えさせていただきますが、我孫子市の特徴としては都心のベッドタウンということで、個人住民税が、その市税の多くを占めている状況にあります。そのような状況の自治体であれば、同じような割合で自主財源と依存財源が分けられるのかなと思いますが、自主財源の多くが市税ということになりますので、個人市民税の他に法人市民税が、多く入ってくるような自治体や、産業が盛んな自治体、例えば柏市や印西市のようなところであれば、自主財源が割合が更に高くなる傾向にあると認識をしています。

伊藤委員：ありがとうございます。

藤原会長：その他いかがでございましょう。

白石委員：私は事務局原案に賛成です。というのは、理由は二つあります。

第1に、給料引き上げの人事院勧告がでている。しかもそれを踏まえた一般職の報酬引き上げが行われているにも関わらず、市議会議員と常勤特別職の報酬を引き上げないというのは、ある種のペナルティになりかねないと感じます。

私の個人的印象になりますが、我孫子市の市民サービスは、特に問題なく行われてますし、しかも、近隣市類似団体から比べると、対象となっている職務の報酬は、高い水準にはありませんから、報酬を引き上げないというのは、合理性を欠くように思います。

第2に、市議会議員の方、それから常勤特別職の方も庁舎を出れば生活者、消費者です。

近年、物価上昇の傾向が顕著ですので、この方たちの生活を支援する観点でも報酬を引き上げるのは合理的だと感じます。

以上の二つの理由により、原案通りにするのが適切だと思います。以上です。

藤原会長：わかりました。原案というのは、諮問案ですよね。後ほど採決をいたしますので、またよろしく願いいたします。その他ご意見ございますか。

これから諮問事項について、採決をとりたいと思います。その前に諮問事項について4件ございます。ご意見ご質問ございますか。この4件について採決を取ってよろしいでしょうか。

藤原会長：いろいろと審議していただきましたが、これより採決を行いたいと思います。

4件諮問案が出ておりますのでそれぞれについて採決を行いたいと思います。「市議会議員の報酬月額改定」について、賛成の方は挙手をお願いします。

藤原会長：採決の結果、過半数を超えていますので、原案通り承認し、市長へ答申したいと思います。

続きまして、諮問案「常勤の特別職の給料月額改定案」について、賛成の方は、挙手をお願いいたします。

藤原会長：採決の結果、過半数を超えていますので、原案通り承認し、市長へ答申したいと思います。

続きまして、諮問案「市議会議員の期末手当支給月数改定」について、賛成の方は、挙手をお願いします。

藤原会長：採決の結果、過半数を超えていますので、原案通り承認し、市長へ答申したいと思います。続きまして、「常勤の特別職の期末手当支給月数改定」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。

藤原会長：採決の結果、過半数を超えていますので、原案通り承認し、市長へ答申したいと思います。

以上をもちまして、本日予定されておりました諮問に関する審議は終了いたします。その他、ご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。

藤原会長：それでは審議をこれで終了いたします。進行につきましては事務局へお返しいたします。

海津課長：藤原会長、大変ありがとうございました。

本日の審議会につきましては、今後、会議録を作成いたしまして、市のホームページに掲載するとともに、市民の皆さんに閲覧できるよう、市役所本庁舎の行政情報資料室に備えておくこととなります。会議録の案を作成次第、内容確認のため皆様に送付させていただきますので、後ほどご確認のほどよろしくお願いいたします。それでは、以上をもちまして本日の特別職報酬等審議会を閉会いたします。長時間にわたるご審議、誠にありがとうございました。



令和7年10月30日

我孫子市長 星野 順一郎 様

我孫子市特別職報酬等審議会
会長 藤原 昌樹



市議会議員の報酬月額改定及び常勤の特別職の給料月額改定並びに市議会議員及び常勤の特別職の期末手当年間支給月数改定について（答申）

令和7年10月30日付け企人第456号により諮問のありました市議会議員の報酬月額改定及び常勤の特別職の給料月額改定並びに市議会議員及び常勤の特別職の期末手当年間支給月数改定について、慎重に審議した結果、妥当と認めます。



企 人 第 4 5 6 号
令和7年10月30日

我孫子市特別職報酬等審議会
会長 藤原 昌樹 様

我孫子市長 星 野 順一郎



市議会議員の報酬月額改定及び常勤の特別職の給料月額改定並びに市議会議員及び常勤の特別職の期末手当年間支給月数改定について（諮問）

このことについて、別紙案のとおり改定いたしたく諮問いたします。

市議会議員の報酬月額改定（案）

- 人事院勧告による一般職の職員の給料の引上げを考慮し、市議会議員の報酬を3.3%引き上げる。

単位：円

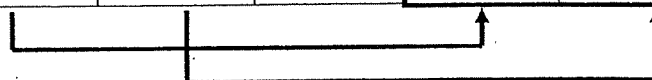
	改定前	改定後	差額
議 長	540,000	558,000	18,000
副議長	480,000	496,000	16,000
議 員	450,000	465,000	15,000

常勤の特別職の給料月額改定（案）

- 人事院勧告による一般職の職員の給料の引上げを考慮し、常勤の特別職の職員の給料を3.3%引き上げる。

単位：円

	削減前（本来の支給額）			削減後（実際の支給額）		
	改定前	改定後	差額	改定前	改定後	差額
市長	900,000	930,000	30,000	882,000	911,000	29,000
副市長	769,000	794,000	25,000	754,000	778,000	24,000
教育長	702,000	725,000	23,000	688,000	711,000	23,000
水道事業管理者	682,000	705,000	23,000	668,000	691,000	23,000



約2%削減

市議会議員の期末手当支給月数改定（案）

- 人事院勧告による一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の引上げを考慮し、期末手当の支給月数を0.05月分引き上げ、4.2月とする。
- 令和7年度は12月期に0.05月分を加算し、令和8年度は年間4.2月分を平準化し、6月期及び12月期ともに2.1月とする。

	6月期	12月期	合計月数
令和7年度	支給済 2.075 月	改定前 2.075 月 改定後 2.125 月	改定前 4.15 月 改定後 4.2 月
令和8年度	改定後 2.1 月	改定後 2.1 月	改定後 4.2 月

常勤の特別職の期末手当支給月数改定（案）

- 人事院勧告による一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の引上げを考慮し、期末手当の支給月数を令和8年度から0.05月分引き上げ、4.6月とする。

	6月期	12月期	合計月数
令和7年度	2.275月	2.275月	4.55月
令和8年度 (改定後)	2.3月	2.3月	4.6月